

障発0329第18号
平成25年3月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の
一部改正について

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第104号）の改正に伴い、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。